

# 太閤検地における村位別石盛り制の研究(三)

佐藤 満洋

## 目 次

まえがき

### 一 豊後国における文祿検地

A 新制度による南部四郡の検地

B 北部四郡の村位別石盛り

### 二 全国的に見た村位別石盛り制

A 島津領における村位別石盛り (以上五八号)

B 畿内における村位別石盛り

1 摂津の検地

2 河内の検地

3 和泉の検地

4 大和の検地

C 伊勢国における村位別石盛り

(以上五九号)

D 近江国における村位別石盛り

E 越前国における村位別石盛り

F 太閤蔵入地における村位別石盛り

### 三 村位別石盛り制の起源

四 石盛り原則について

A 村位別石盛りのし方

B 村の立地条件と村位

C 石盛り原則

五 太閤検地以降の村位と石盛り

六 村位別石盛り制の意義

あとがき

(以上本号)

(C) 伊勢国における村位別石盛り

文祿三年(一五九四)の伊勢の検地でも、村位別石盛りの実施が命ぜられていることを、同国一志郡須ヶ瀬村の「渡辺文書」に見ることが出来る。その史料の關係部分を示せば次の通りである。(イロハは筆者)

就伊勢国御検地相定條々

(拾脱カ)

- (イ) 一 田畑屋敷六尺三寸棹を以、五間ニ六間、三百歩ヲ壹反ニ可致検地事
- (ロ) 一 上田壹石五斗、中田壹石三斗、下田壹石壹斗、下々者見計可相定事
- (ハ) 一 上畑壹石貳斗、中畑壹石、下畑八斗、下々見計可相定事
- (ニ) 一 屋敷方壹石貳斗たるべき事
- (ホ) 一 山畑、野畑、川田、多先斗代官属ケ、其上見計、斗代可相定事
- (ヘ) 一 山手淺鹽濱、小物成之事、先給出申付、其上見計年貢可相定事
- (ト) 一 立々之上中下、并井廻り、麦田日損水損(脱カ)念を入見分、斗代可相定事

略中

秀吉公

御朱印

文祿三年六月十七日

羽柴下總守どの

以下略

右の文書について「田園地方紀原」の著者朝川善庵は、次の如く述べている。

「(前略) 勢州須ヶ瀬村渡辺六兵衛が家に所伝の太閤検地条目を書写して贈らる、原本拙筆にして、古く損ずれば難読文義分り兼ねる所もあれど、其儘に写す(以下略)」と。

これによれば、江戸時代の儒者朝川善庵が田制法の沿革の考証にあたって、右の渡辺文書の写を入手した際、原本は「拙筆にして古く損」じて、「難読、文義分り兼ねる所」もあつたので、「其儘に写」したものであることがわかる。事実、右の文書は文意の通じない部分が何か所か見られる。

その一カ所に(ト)の条項があげられる。すなわち、「立々之上中下、井井還り(略)」を見ると、立毛の上中下の意の如く感じられる。しかし、先出の撰・河・泉三カ国の検地にあたつて示された「検地条目」の「福原文書」の(7)条や、「かりそめのひとりごと」の(h)条はともに「在々之上中下」と書かれていた。

「渡辺文書」と右の両文書はほぼ同内容の文書であるので、渡辺文書だけが「立々之上中下」であるとは思われない。また「在」の字は、書き方によつては「立」と誤つて読む場合がないとはいえない。それで「渡辺文書」の写を朝川善庵に贈つた人が「在々」を「立々」と誤読したか、あるいはその前の段階で拙筆なる文書(たぶん写であつたらう)が誤読されたことによるものであらうと思われるのである。

また同条項の「井還り」は、「福原文書」や「かりそめのひとりごと」の同カ所が、「井掛り」「井かかり」であることから考えて、「井懸り」の誤読であらうと考えられる。

右の如く訂正して「渡辺文書」(ト)条を見ると、「在々之上中下、井井懸り、麦田日損水損、念を入見分、斗代可相定事」となり、「福原文書」や「かりそめのひとりごと」の「検地条目」同様、村位別石盛の実施を命じたものであることがわかる。石盛も撰律・河内・和泉三カ国と同額の上田一石五斗・中田一石三斗・下田一石一斗・上畑一石二斗・中畑一石

下畑一八斗・屋敷一石二斗を基準石盛に定めていることも知ることができる。

しかし、本稿完成までに検地帳等の史料調査の機会を持ち得ず、具体的な村位別石盛の実態をあきらかにすることができなかった。それで本稿ではとりあえず伊勢国でも村位別石盛りの実施が命ぜられていることを紹介するにとどめて後日を期すことにしたい。

(註)

- ① 「渡辺文書」 「古事類苑」 政治部七六下編四五―四六頁。
- ② 「田園地方紀原」 (中) 「古事類苑」 政治部七二下編一一五―五頁。
- ③ 遠藤元男・下村富士男編 「国史文献解説」 二二二頁。
- ④ 「福原文書」 宮川満著 「太閤検地論」 (Ⅲ) 三二八頁
- ⑤ 「かりそめのひとりごと」 「和泉市史」 (一) 三三三―三三三頁

#### (D) 近江国における村位別石盛り

近江国の検地で、村位別石盛りが制度として施行されたのは、いつ頃であるかあきらかにする史料を知ることができない。しかし文禄五年(一五九六)の「石田三成村掟条々」<sup>①</sup>によつて、同年ないしはそれ以前に村位別石盛り制が施行されていることを見ることができると見られる。

同条々は十三カ条からなっているが、関係部分を示せば次の通りである。(傍点は筆者)

浅井郡之内田川村掟条々

(略前)

一 めんの儀ニいたつて、秋はじめ田をからざるまへに、田かしらにて見をよび、めんの儀相さだむべし、もし百姓と代官とねんちかひの田あらへ、其村の上・中・下三たんに升つきをせしめ、免のぎさたむべし、なをねんちかひあらは、いねをかり、三ツにつみわけ、くじ取にいたし、二ぶん代官へ取、一ぶん百姓さくとくにとるべく候、如比さたむる上へ、代官にみせずかり取る田は、めんの儀つかはし申ましき事、

右十三ヶ条如件

文祿五年

三月朔

治部少(花押)

右の条々中、傍点をふした「其村の上・中・下三たん」は、田位の上・中・下をさすものであろうが、このことを基本にして右の条文を見ると、「もし百姓と代官とねんちかひの田」が生じた場合、その「ねんちかひの田」が田位の上・中・下のどの田位であるかにより、「升つき(付)せしめ」て、「免を定むべし」と解釈してよいだろう。しかし「其村の」と、ことさらに明記してあることは、近江国の田方の石盛りが一樣ではなく、検地の結果、村々が村位別に石盛りされていたことを示すものではなからうか。例えば、隣村の石盛りを参考にしようとしても、村位が異なる場合は同じ中田であつても石盛りが違ふとはすでに述べた通りである。

それで「其村の」と書かれていることは、其村の村位により上・中・下田の「升つき」をすることをさしていると考えられるのである。

石田三成の「村掟条々」は近江国各地に残っている由であるので、同国では村位別石盛りが文祿五年(一五九六)ないしはそれ以前に、行なわれていることは間違いないであろう。

摂津や河内、和泉、あるいは伊勢、さらには九州の島津領で文祿三年(一五九四)に、翌四年(一五九五)には大和で村位

別石盛り制が施行されていることはすでに述べたが、島津領国の検地には石田三成自身が関与し、<sup>③</sup>整然とした村位別石盛りを行なっているのである。

このことから考えると、三成の領国近江での村位別石盛りの実施は、同年ないしは翌四年（一五九五）頃ではないかとも考えられなくはない。そして先出の条々は、村位別石盛り制の徹底を期して命じたものの如く思われるのである。

近江の場合も、本稿完成までに検地帳等の史料による、具体的な村位別石盛りの実証をなし得なかつた。しかし同国には太閤検地最後の年にあたる慶長三年（一五九八）の「江州蒲生郡今在家村御検地帳」<sup>④</sup>がある。これによつて今在家村の石盛りを見ると、同帳には畑方だけしかないが、上畑一九斗・中畑一八斗・下畑一六斗・屋敷一石二斗になつてゐる。

摂・河・泉三カ国の場合、屋敷は一石二斗で、この石盛りは第Ⅱ村位上畑と同額であり、しかも屋敷の石盛りは上畑と同額にすることが、村位別石盛りの原則であつたろうことはすでに述べた。そこで、今在家村の慶長三年（一五九八）の検地が、文祿三年（一五九四）の畿内地方の村位別石盛り原則に準じて行なわれているものと仮定して、上畑と屋敷の石盛りを見ると、屋敷一石二斗と同額の石盛りをされた上畑を持つ第Ⅱ村位的村がなければならぬことになりそうである。それで今在家村上畑はその第Ⅱ村位的村の上畑よりも石盛りが低いので、同村は村位の低い村であつたことが考えられるのである。

かように考えると、近江国でも村位別石盛りが文祿五年（一五九六）ないしはそれ以前に実施されていることは間違ないと思われることができるのである。

（註）

①「小室文書」宮川満著「太閤検地論」(Ⅲ)三六六～三六八頁

②宮川氏・前掲著(Ⅲ)三六八頁。

③「長谷場文書」宮川氏・前掲著(Ⅲ)三二七頁。

④宮川氏・前掲著(Ⅲ)二二八～二三〇頁

(上) 越前国における村位別石盛り

太閤検地最後の年にあたる慶長三年（一五九八）の、「越前国岩本村検地帳奥書」<sup>①</sup>や、「西福寺文書」<sup>②</sup>によると同国でも村位別石盛りが行なわれていることを知ることができる。関係部分を示せば次の通りである。

越前国岩本村検地帳奥書条々

右、今度御検地上ヲ以相定条々

(○中略)

一 田畠井在所之上中下能々見立、斗代相定候事

(○以下略)

慶長三年七月十六日

(「西福寺文書」も同内容につき省略)

服部土佐（黒印）

右の「検地帳奥書条々」に見られる如く、「在所之上・中・下能々見立、斗代相定」ということは、これまで各地の検地について述べたと同様に、村位別石盛りが越前国でも命ぜられていることを物語るものである。

従来、右の文書と同内容の「西福寺文書」は、高等学校向の多くの史料集<sup>③</sup>に掲載されており、太閤検地史料として用いられているが、「田畠井在所之上中下」のうち、「田畠之上中下」のみを説明して、「在所之上中下」は解釈が行なわれていない。右の条項は「田畠井」とあるので、「田畑の上・中・下」はもちろんであるが、「在所の上・中・下」も「能々見立、斗代相定」ることが命ぜられている点の説明がなされるべきであろう。ところで慶長三年（一五九八）七月の「越前国三崎村検地帳」<sup>④</sup>

の石盛りを見ると、上田一石七斗・中田一石六斗・下田一石五斗・永荒田一石七斗・上畑一石五斗・中畑一石四斗・下畑一石三斗・屋敷一石六斗で、非常に高い石盛りになっている。

この史料だけでは、越前の石盛りが以前から高かったのか、あるいは慶長三年（一五九八）の検地で特に高く石盛りされたのか、等々については知ることができない。

検地帳等の史料によつて、村位別石盛りの内容が実証されねばならないが、本稿完成までになし得なかつたので、後日を期したい。それで本稿では越前国でも村位別石盛り制が命ぜられていることを指摘するだけにとどめておきたい。

(註)

- ①「岩本区有文書」宮川満著「太閤検地論」(Ⅲ)三三一頁。
- ②「西福寺文書」柴田実監修「日本史料集」(五訂)七四頁、田名網宏著「新日本史の研究」二一六頁。他。
- ③右に同じ。
- ④「北野文書」宮川氏・前掲著(Ⅲ)二四九―二五六頁。

## (F) 太閤蔵入地における村位別石盛り

全国各地での村位別石盛り制施行については前項までに述べてきたが、この村位別石盛りが太閤蔵入地で行なわれていることを示す史料がある。「大阪城天守閣所蔵文書」の「前田玄以・増田長盛・長束正家連署起請文」<sup>①</sup>がそれである。次にその関係部分を掲げてみよう。



(○前)

一 年々免取之事、御代官衆より免目録請取、所々上中下遂糺明無用捨可申付候、出入相違之儀候者立毛を見分、任御法度之旨、升付の上を以可相定事

(○中)

文祿四年八月三日

長東大藏

正家 (花押)

増田右衛門尉

長盛 (花押)

徳善院

玄以 (花押)

(傍点は筆者)

(牛王紙)

右の起請文は秀吉の奉行が蔵入地の年貢算用に不正のないことを誓い(省略部分)、続いて右の第二カ条目で村位別石盛りにより年貢徴収をすることを誓っている。

すなわち、傍点をふした部分の「所々上中下遂糺明」という一節は、村々の上・中・下をよく見分けることをさしていると考えられるのである。

もし右の上・中・下が田畑の位付をさすものであるならば「所々」と書かずに「田畑」と書くはずである。そのような例としては「田畠上中下」<sup>②</sup>や、「田地上中下」<sup>③</sup>等の如く書かれた文書があることから考えて、「田畑」と書かずに「所々」と誓っていることは、「村々」をさしたものであると考えてよいであろう。

村位付による「所々上中下」の「遂糺明」ることと、  
二「任御法度之旨」という一節が同一条項の中に見られることから、

の屋敷地の分米は六斗六升になつてゐるが、「東側」は裏通りの為か、同じく二間一尺十一間（三三歩）の屋敷地の分米は二斗六升四合となつていて、著しく石盛りに差がある。」と。（傍点は等者）

これは都市検地であるが、表通りと裏通りの違いで石盛りが違うのは、後年の文禄二年（一五九三）の豊後国臼杵町屋の検地<sup>②</sup>で、町々を繁度に応じて五段階に分けて石盛りをしてゐることと通ずるものがある如く考えられる。またその翌三年（一五九四）の島津領検地にさいして示された「検地条目」の「町屋敷方 壹石三斗代 但上・中・下可有之」（傍点は筆者）とも軸を一にするものの如く考えられる。

洛中の検地は天正十五年（一五八七）と同十七年（一五八九）に行なわれているが、中部氏によれば、天正十五年（一五八七）の段階では表通りと裏通りで石盛りに相違は見られないという<sup>④</sup>。それで洛中検地での、町の繁度に応じた石盛りの実施は天正十七年（一五八九）の検地がはじめてらしく思われる。

このほかに、村々に上・中・下の位付けを行なうという新しい考え方の見られる史料としては、天正十八年（一五九〇）に秀吉が石田三成に与えた朱印状「御制札御判錢掟」<sup>⑤</sup>をあげることができる。関係部分を次に掲げて見よう。

御制札御判錢掟

- 一 上之所者 永業錢三貫貳百文宛可上之事
- 一 中之所者 同貳貫貳百文宛可上之事
- 一 下之所者 同壹貫貳百文宛可上之事、比外ニ取次錢以下不可出之
- 一 御制札一ツニて、村々数多在之所者、如右一在所宛上中下見計可上之事

（略）  
（○中）

右之通堅可申付候、少茂非分之儀有之者、可為曲事者也。

天正十八年八月 日

○（秀吉朱印）

この朱印状は直接に検地や石盛りとは関係のないものであるが、「一在所宛上・中・下見計」つて、「上之所」「中之所」「下之所」ごとに、判銭の高をきめて徴収することを嚴命している点に注目しなければならぬ。

このことは秀吉が町や村を把握するにあたって、検地当初の如くおしなべて把握するのではなく、諸種の条件をかんあんして在所ごとに上・中・下の等級をつけて、比較的合理的に年貢等の収取をするという姿勢を示したものであることを物語るものであろう。

この史料と、上述の天正十七年（一五八九）の洛中検地における表通りと裏通りの石盛り差の設置とは軸を一にするものであることがわかる。このような村位付けや町並の位付けは、太閤検地の当初にあつては見ることでできなかつた現象である。それで秀吉の天下統一達成前後に、新しい土地人民支配の理念として、在所ごとの位付けによる把握法が考えられたものはなからうか。上述の洛中の検地や朱印状はこの理念を具現化したものと解することができるであろう。

しかし、同時期の検地史料で上述の如き位付けを行っていることを教えてくれる史料はあまりないように思われる。⑥。それではこの頃はまた新しい理念の萌芽期だったのでなからうか。

そして、村ごとに上・中・下等の村位付けを行なつて石盛りをする村位別石盛りが、制度化されて実施の段階になるのは、いわゆる文禄検地とよばれる時期になつてからの如く思われるし、その早い時期の一例が文禄二年（一五九三）の豊後国での検地の如く考えられるのである。

これに続くものとしては、翌文禄三年（一五九四）の島津領薩摩・大隅・日向をはじめ、秀吉の膝元である摂津・河内・和泉の畿内地方や、伊勢等の諸国での検地があげられる。そしてその翌四年（一五九五）には大和国で実施されているし、また前田玄以・増田長盛・長束正家が秀吉に差出した「起請文」によれば、少くとも文禄四年（一五九五）の段階では秀吉の威入地で村位別石盛り制が施行されていることも上述の如く知ることができる。

(第Ⅲ-1表) 村位別石盛り実施地域一覧

年 号	国 名	史 料
文禄2 (1593)	豊後	「検地帳表紙裏書」「検地帳」
文禄3 (1594)	薩摩・大隅・日向	「秀吉朱印状」案
	摂津・河内・和泉	「検地条目」「検地帳」
	伊勢	「検地条目」
文禄4 (1595)	大和・太閤蔵入地	「検地帳」「起請文」
文禄5 (1596)	近江	「村控条々」
慶長3 (1598)	越前	「検地帳奥書条々」

(註) 太閤蔵入地や近江、越前では、必ずしも上記の年に村位別石盛りが行なわれたとするものではなく、それ以前実施の可能性も残されている。

このほかに文禄五年(一五九六)ないしはそれ以前に、近江国でも行なわれているように思われるし、さらに太閤検地最後の年である慶長三年(一五九八)には、越前国で村位別石盛りが行なわれていることもすでにあきらかにすることができた。

以上の結果を年次別に表にまとめると、第Ⅲ-1表の如くなる。太

閤蔵入地での村位別石盛りの実施が全蔵入地におよんでいたものか、あるいは部分的であつたか等はあきらかでないが文禄二と三年(一五九三と四)における実績の上に立つて、文禄四年(一五九五)の段階では、かなり広範囲に及んでいたであろうことが想像できるのである。

『地方凡例録』によれば、「文禄四辛未年、秀吉公時代、宮部善祥坊、山口玄蕃頭正広、経済の道に委しく、算勘の秀逸たるに依て兩將に命ぜられ、諸国田園道路を検地せしむ、其時に五の数を加へ、五六三百歩を段落とせしと、(中略)、其時西国より次第に国々を検地して、越前の国に到りし頃、太閤薨去に付、止み、夫より東へ太閤検地なし(以下略)」と太閤検地について記されている。

突はこの記述は「一反三百歩の濫觴」を述べたものであるが、文禄検地の基本的なことが見られるので検討してみよう。

まず「文禄四辛未年」であるが、文禄四年(一五九五)は「乙未」であり、同年を中心に辛未の年をさがすと、元龜二年(一五七二)と寛永八年(一六三一)で、太閤検地の行なわれた天正・文禄・慶長期(一五八二～一五九八)には辛未の年は見られない。また宮部・山口

兩人が西国で検地をしたのは文禄二年（一五九三）の豊後国がはじめの如く考えられるので、「地方凡例録」の「文禄四辛未年」という年号は誤りであることがわかる。しかし、上述の村位別石盛りの行なわれている地域を年次別に見ると、「地方凡例録」に書かれている「西国より次第に国々を検地して、越前の国に到りし頃、太閤薨去に付、止ミ」という一節と一致している如く考えられるが、これは史料的制約から生ずる偶然のいたずらであらうか。この点は今後を期さねばならない。

「地方凡例録」によれば、宮部・山口兩人は「經濟の道に委しく、算勘の秀逸たる」ため、一反三百歩という統一基準による検地の任にあつたとされているが、これを裏付けるかの如く村位別石盛り制というまつたく新しい石盛り制度を豊後においては実施しているのである。そして越前の検地は、太閤検地最後の年にあたる慶長三年（一五九八）であるが、同国でも上述の如く村位別石盛りが命ぜられている。

それで、天正末期に村落掌握の理念として考え出された村位づけによる村落掌握法は、文禄二年（一五九三）に国主大友氏を改易した後の豊後の検地において、これを試みたとしても決して不思議ではないであらう。諸大名の領国に比して豊後は、新たに太閤の蔵入地となつた国であるから、村位別石盛り制施行の実験場としては、恰好の場所であつたろうことが考えられるのである。

右のような理由で、豊後で試みられた村位別石盛り制は、「地方凡例録」に見る如く次第に東上して、越後までおよんでいることは上述の通りである。それで右の記述は、村位別石盛り制が豊後に始まつたことを間接的に証明しているようである。従来、太閤検地は天正十八・九年（一五九〇・九一）に一つの画期を迎え、さらに文禄三・四年（一五九四・九五）に検地施行原則が制度化されたことにより、第二の画期を迎え、その内容として三百歩一反制や口米の決定、京樹への統一、斗代の確定等々が全国的に一般化されたとされている。右のうちの「斗代確定」の内容としては、「在々の上・中・下（中略）念を入見分斗代可究事」と命ぜられた「村位別石盛り制」も、当然のことながら含まれていたはずである。

それで太閤検地の第二の画期は、文禄三・四年（一五九四・五）ではなく、豊後で新制度による検地が行なわれた文禄二年

(二五九三)に始まっているということができそうである。

(註)

- ① 中部よし子「近世初期の都市検地と町民支配」『歴史学研究』(三五八号)三三頁
- ② 拙稿「文禄検地における臼杵町屋敷と石盛」『大分県地方史』(五一号)二九〜四二頁。
- ③ 「島津家文書」一一〇〇「大日本古文書」(家わけ一六)。
- ④ 中部氏・前掲論文三三二〜三三三頁。
- ⑤ 宮川氏・前掲者(Ⅲ)には、豊富な太閤検地関係史料が収められているが、天正年間の史料には村位別石盛り制に関する史料は見られないし、その他の史料でも見られないようである。
- ⑥ 「本法寺文書」宮川満著「太閤検地論」三六〇頁
- ⑦ 大石慎三郎校訂「地方凡例録」(上)二四〜二五頁。
- ⑧ 北島正元著「日本史概説」(Ⅱ)二七頁
- ⑨ 「かりそめのひとりごと」『和泉市史』(二)三三三頁

#### 四 石盛り原則について

##### (A) 村位別石盛りのし方

前項までの検討によつて、いわゆる文禄検地において、まったく新しい村位別石盛り制が採用されたことをあきらかにすることができた。しかし、村位ごとの石盛りはどのような方法で行なわれたのか詳らかでない。そこで以下この点について検討

をしてみよう。

天正十七年（一五八九）に秀吉が美濃国の検地にあたって示した「秀吉朱印検地掟」<sup>①</sup>によつて、まず天正期における石盛りのし方を見ておきたい。

（○前）

- 一 田地、上京升石五斗代、中石石參斗代、下石石参斗代ニ可相定、其より下々ハ見斗可申付事
- 一 一畠、上石石式斗、中石石、下八斗ニ可相定、其より下々ハ見斗可申付事

（○以）  
（下略）

これによると、京料で、上田一石五斗・中田一石三斗・下田一石・上畑一石二斗・中畑一石・下畑八斗に定められているが、この石盛りは後の文祿三年（一五九四）に畿内地方や、伊勢などで示された「検地条目」<sup>②</sup>の石盛りとまったく同額であることが注目される。

この石盛りは何らかの基準に基いて定めたものであろうが、その石盛りのし方を継承して文祿三年（一五九四）の「検地条目」では、右の石盛りを基準石盛り一第Ⅱ村位の石盛りとし、しかる後に、その他の村位の石盛りを決めて、畿内地方の村位別石盛り制が確立したと考えられるのである。

では、先掲の「秀吉朱印検地掟」の石盛りは何を基準にして決めたものだろうか。当時の基準を知る史料は詳らかにし得ないので、やゝ時代が降るが「地方凡例録」に収録されている「古来検地条目之事」<sup>③</sup>によつて、石盛り基準になつたであろうものを探つて見よう。

（○前）

- 一 田畑上中下の位付専一に候、総て甲乙無之地方ハ、村前より上順々に野末を下に致し、三折等分の位付作徳に候共、山方野方の村々ハ、相違の地方可有之、尚亦用水懸水掛引旱損水損収能の勝手迄相考へ、位付了簡致すべき事。

(〇中)略)

右は古代の条目にして時代年号も相知れずといへども多分ハ元禄年中飛騨国検地の時相極りたるならんか、尚追考すべし、

右の引用文のうち、「右は古代の条目にして」以下の文は、「地方凡例録」の著者大石久敏の註である。これだけは「古代の条目」が定められた年代は詳らかでないが、比較的古いものである。たとえ著者の推定の如く「元禄年中」のものであつたとしても、天正・文禄期における検地の名残を留めていそうに思われる。

すなわち「古代の条目」は、田畑の上・中・下の位付けは、すべての条件が甲乙のない地方では、村に近い所から三折等分の上・中・下と位付けをすることを原則としている。「地方凡例録」の別の箇所④でいう「三三五の法」といわれる「田方百の地割」の法は、右の条目に見られる「三折等分の位付」とは若干違うが、「三三五の方」の「式百間四方(中略)の西北隅四分を居村として、其内の上畑藪敷を取り、中央巻分を空地とし、村付二方を上田とし、其次二方を中田とし、末の折廻しを下田とす」という位付けのし方と対比すると、村に近い処を上田とし、遠い所を下田とする点においては基本的に同じ考え方であるので、「古代の条目」の田畑位付けのし方が後々まで継承されていると見てよいだろう。それで逆説的に見れば、この考え方は大閣検地まで遡りうるようにも考えられるのである。

また「古代の条目」の方は「山方野方の村々は、相違の地方可有之」ことを認めており、さらに「用水・懸水・掛引・旱損・水損・収納の勝手迄相考へ」るべきことを示している点は、文禄三年(一五九四)に畿内地方や伊勢国等に出された「検地条目」⑤の、「在々の上・中・下并掛り・麦田・日損・水損処、念を入見分斗代可究事」という考え方と語句こそ若干相違があるが、まったく同じ視点に立脚していることがわかる。

以上により、文禄期の石盛りをさめる姿勢と、「地方凡例録」の「古来検地条目」の石盛りにたいするそれとの間には、基本的には差違のないことが判明した。それで、やゝ長くなるが次に再び「地方凡例録」の「石盛之事」⑥及び「検地之事」⑦を引



用して、石盛りのし方を考えることにする。(ABCは筆者)。

(A) (略前) 石盛の付方は土地の位を見分けることを第一にて、土性の善悪を考へ、上中下を差別すべし、舊上田とミゆる田方になつても稲作の出来方同じ様にハなきゆへ作毛の善悪を見計らひ、三四箇所も坪刈をなし、舊坪に平均して糶沓升あれハ、沓区三百歩に糶三石、沓町歩に糶三千石に付、五合摺にして米捨五石あるゆへ、則ち上田ハ十五の盛に付、比高摺五石、免五箇取、米七石五斗になるなり、

(B) 但し石盛の古法ハ、前条に記すごとく、坪刈をなしたる糶の内式割を減じ、仮令ハ上田沓坪に付、糶沓升ありて沓反に三石あり、比内の式割を引き、残り式石四斗を五合摺にして、米沓石式斗あり、故に上田の石盛は十二に成るべき処、享保年中新検の条目出し以後の検地ハ、石盛にての式割引を止め、糶の有次第の石盛に付ること定めの様になり、勿論當時りとも、地味の善悪に随ひ糶升作略あることハ、検地奉行の見計ひにて、強て坪刈糶の石数にのみ泥み、石盛を極ることにハなき也、

(C) 上田高摺五石、夫より中下下々ト二劣にして、即ち中ハ捨三、下ハ捨一、下々ハ九と石盛を付る、依て上田沓反の高沓石五斗なり、(下略)

(D) (略前) 水旱損百姓の貧富に依り、稲の出来方にも善悪あることなれば、坪刈を用ゆるは多数の目当にて、第一は土地の善悪寒濕淺深、用水の掛引肥養、収納の勝手等を諸事考へ合せて石盛を極ることなり、(下略)

右の史料(A)・(D)は石盛りをする場合、まずその土地の土質の善悪・寒温・浅深等々を考慮にいれて、田畑の上・中・下の位付けをすることが考えられていたことがわかる。

そこでヤ、枝道にそれる感があるが、土地の善悪の見方はどのような基準によつていたのか、参考までに「地方凡例録」の「土地善悪之事」によつて見ておきたい。

(〇前) 土目のことハ色々ありて精密にハ見分難しといへども、上中下を分て見るときハ大概左の如し、  
スラ砂真土、シロ白真土、ク黒真土、アカ赤真土、ネズミ鼠真土、カハク大河芥土云なりとも、イナゴ稲子真土磨香土と云なり、ノ野土、マツリ交真土、小石小石交合たる真土、  
 右は上々田畑なり、

ざく石交り真土、砂の過る真土、小石交り白真土

黒重き野土、砂の過たる大河芥土

右は中の田畑なり

粘アき赤土、カ軽き粘土、ク強き黒真土、カ砂交り野土、カ軽き赤土

灰土、カ軽き野土、ア青まさ土、バカ砂計りの畑、

右ハ下の田畑なり

右のような基準は、多少の相違はあつたとしても太閤検地でも、設けられていたであろう。

江戸期における「村明細帳」には、その村の村高や石盛りと合せて必ず土質や水利、交通（道路）等々が記されているのも、村の現況を報告する場合、必要欠くべからざる条件となつていたようであるが、これは村を知る場合の重要な事項であつたことを教えてくれるものであろう。このことから遡つて考えると、太閤検地の段階でも田畑の土質によつて石盛りの相違を決めたであろうことが想像できさうである。

土質や水利、居村からの距離、日照等々の諸条件を考慮して田畑の位付けをし、上田と決められた田の三・四カ所で坪刈りをして一坪平均の収穫量を算出、(B)史料の如く古くはその二割を引いて一反当りの榊目を出したものであろう。そしてその五合摺をもつて石盛りとしたものようである。(B)史料は「石盛の古法へ」と書いてあり、(B)史料の部分だけが一段下げて区別

して書いてある。それでこの石盛りのし方は少くとも江戸初期頃、ないしは場合によつてはそれ以前からのものであつたことを示すものではなからうかと考えられるのである。

さらに①史料では、右の如くして上田の石盛りを定めた後、中田と下田はそれぞれ「二劣り」の法、すなわち二斗下りにすることが定法であつたことを教えてくれている。それで田畑の石盛り差を右にならつて、以下「二つ劣り」と「一つ劣り」などの如く称することにしよう。

さて、上述の天正十七年（一五八九）と文禄三年（一五九四）の「検地条目」田方の石盛りを見ると、共に上田は一石五斗で、中田はそれの二つ劣り、下田は中田の二つ劣りの石盛りになつていて、②史料の石盛り法と一致している。

畑方は上畑一石二斗、中畑一石、下畑一八斗で、中畑は上畑の二つ劣りに、下畑は中畑の二つ劣りの石盛りになつており、田方同様の原則によつていことがわかる。

天正年間の石盛りは「検地条目」に明示された一通りの石盛りしかないが（地域によつて石盛りに違いのあるものは別として）、文禄検地の段階になると、少くとも上・中・下三段階以上の村位別に分けて石盛りがなされている国が、かなりあることは上述の通りである。

そして畿内地方にあつては、「検地条目」の石盛りは基準石盛りとして第Ⅱ村位の石盛りにしているが、では第Ⅰ村位および第Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ村位等の村位はどのようにしてきめたのだろうか。

「地方凡例録」の「検地之事」<sup>③</sup>および「古米検地条目之事」<sup>④</sup>には、それぞれ次の如く記されている。（イロは筆者）。

(イ)（○前）春法親老升の村は上郷なれば、中下の村も右に准じて極むべし、（下略）  
(ロ)上郷下郷の分、地面の善悪に計り限るべからず、農業の外に余勢有之か、田方過不足またハ野山草飼場の勝手まで大概之を  
含み、甲乙なき様可考事

(F)以下略

右の両史料はいつ頃まで遡り得るものか詳らかでないが、(F)史料の方は上述の如く江戸当初ないしはそれ以前にまで遡り得る可能性がなくてはならないようである。

そこで右の史料を見ると、上郷・下郷の区別は善法穀の高、および土質や地勢の優劣だけではなく、農業以外の収入、田方の過不足、野山の有無、秣場の有無遠近等々、その村の生産に関する多面的要素を十分に考慮し、不公平のないようにして村位を定めるべきことが定められていたと解することができる。

右の諸要素は、文禄三年(一五九四)に畿内地方や伊勢国に示された「検地条目」<sup>①</sup>中の「在々之上中下并井掛り、麥田・日損・水損処、念を入見分斗代可究事」という一カ条とは、若干表言の違いこそあれ、基本的考え方においては一致していることが認められる。

それで村位の決定は右の如き諸点を考慮してなされたと考えることができるのである。

(註)

- ①「成賢堂文庫片桐文書」宮川満著「太閤検地論」(Ⅲ)三三四頁
- ②「福原文書」宮川氏・前掲著三二八～二九頁。「かりそめのひとりごと」「和泉市史」(一)三三三～三四頁。「渡辺文書」「古事類苑」政治部七十六下編「検地」四五～四六頁。
- ③大石愼三郎校訂「地方凡例録」(上)七八～八〇頁。
- ④大石氏・前掲書八七頁。
- ⑤(2)に同じ
- ⑥大石氏・前掲書八七頁。
- ⑦大石氏・前掲書六八頁。
- ⑧大石氏・前掲書一〇六～一一三頁。

⑨大石氏・前掲書六八頁。

⑩大石氏・前掲書七九頁。

⑪⑫) 同じ

## (B) 村の立地条件と村位

畿内地方より早く、しかも村位別石盛り制施行では最も早いであろうと考えられる、文禄二年(一五九三)の豊後の検地でも右のような配慮がなされているであろうか。以下、上・中・下に位付けされている個々の村を比較しながら、この点を探つて見よう。

大野郡野津院内の市村(野津市村)と寺小路村、日当村、赤迫村の四カ村は一冊の検地帳に収められており、市村が上ノ村、寺小路村が中ノ村、日当、赤迫両村が下ノ村にそれぞれ位付けされているので、この四カ村を素材として検討してみよう。

大野郡野津院は大野川の支流野津川を狭んで両側に点在する村々の総称で、現在は野津町となっている。野津院の名称は律令制時代に正税を納める院蔵が置かれたため、野津院と呼ばれるようになったのではないかと考えられているが、その院蔵が置かれたであろうと考えられる村が市村で、野津川東岸側で、野津院のほぼ中心部に位置している。

同村の蛭子神社の祭礼は毎年十月三日で当日は市がたつていたので、古くは「三日市」の別名があつた由で、同村を市村または野津市と呼ぶようになったのはこのことに由来するのではないかと考えられている。さらに中世末には豊後におけるキリスト教布教の一中心地となり、地方経済ならびに交通の中心地としての小市街地の形成が見られた所でもある。

文禄検地当時も市村はおそらく野津院の交通・経済の中心地であつたであろうと考えられるが、このことが同村を上ノ村に

位付けする要因の一となつたものではないかと考えられる。同村の耕地は比較的少く、明治初年頃やつと七町前後に達した由である。しかし同村の西側を流れる野津川の水位が低いため、灌漑用水としては使えず、はるか東方の王子川から引いて来なければならなかつた。このため日照が続くとすぐ水不足になるなど水利の面ではあまり恵まれていなかつた。

しかし、耕地の土質は総じて黒真土で、「地方凡例録」の「土地善悪之事」によれば、上の田畑の土質に属すると考えられる。そのためか、戦前の収量の平均収量は反当二石八斗であつた由で、これを五合摺にすると一石四斗前後であつたことになる。この収量は決して多いとはいえないし、水利も恵まれていない同村が文禄検地で上ノ村に位付けされているのは、上述の如く古くから野津院の交通・経済の要地であつたことに起因するものかと考えられる。

寺小路村は市村の西隣に位置する村で、両村の距離は五百メートル前後しかないが、寺小路村の村位は中ノ村である。同村は村内の耕地が極めて少いために、古くから約一キロメートル離れた西北方の日当村や、北方に約二キロメートル程離れた位置にある赤迫村、迫村、八熊村等々に出作して現在に至つてゐる。そして出作地の多くは古くは主として天水場であつたし、居村の方も水の便はあまり恵まれていなかつた。土質は、居村の方は総じて黒真土で、上述の市村とほぼ似ているが、出作地は総じて軽い黒真土である。それで戦後の米収量を見ると、居村の方は上述の市村とほぼ同じで反当一石四斗前後であるが、出作地の方は平均して一石前後である由である。このように見ると寺小路村は決して恵まれた自然条件を備えた村ではない。しかし中ノ村に位付けされていることを考えると、ここも単に水利や米の生産高だけで村位を決めたのではなく、野津院の中心地市村に隣接した村で野津院のほぼ中心部の一画をなす感がある点を重視して、村位を中ノ村に決めたものらしいことを知ることができる。

日当村は寺小路のほぼ西北隣の村で、中心地市村からおおよそ二キロメートルの位置にある。同村は今日こそ灌漑工事が行なわれていて水の便がよくなつてゐるが、古くは天水場であり、村のあちこちに溜池を作つてかろうじて灌漑していた村である。このため日照が十四・五日続けば必ず水喧嘩が起きていた由である。畑は火山灰土で土質はよくないが、田方は黒真土で

土質がよいため雨の多い年は反当平均一石四斗前後とれ、市村や寺小路村の居村とほぼ同じ収獲をあげていたようである。このように見ると同村の収量は寺小路村と大差がないが、村位は下ノ村になつてゐる。これは中心地の市村から離れてゐること、水利が悪かつた点が考慮されたためであろうと考えられる。

赤迫村も下ノ村になつてゐるが、同村は日当村の東北隣で、中心地市村から北東に約二キロメートル程離れてゐる。同村の水田は明治十四・五年頃（一八八一〜八二）排水工事をしてゐるが、それ以前は水田の多くが溝田であつた。また溝田でない水田は水不足が心配されるものが多く、平均収量はきわめて低く明治初年頃は八斗前後しかあげ得なかつたといふ<sup>10</sup>。また土質も悪く、水田は軽い真土、畑はこの地方で一般にドヤ土と呼ぶ悪い土で、村全体の収量の低さを裏付けてゐる。このように見ると、赤迫村の自然条件は悪く、加えて中心地の市村からかなり離れてゐるので下ノ村は当然といえさうである。

以上、野津院を素材として村位と村の立地条件との關係を概観してきたが、四カ村ともおおむね妥当な村位付けがなされてゐるようである。

また参考までに、海部郡丹生庄内の村を見ると、上ノ村の政所村はその村名が示す如く、庄園制時代から同地方の政治、文化・交通の中心であつたことを知ることができるし、上ノ村は当然であろうと思われる。同じく上ノ村の宮川内村は大野川岸に開けた田園地帯の中心に位置し、生産性の高さとともに、大野川通船を利用できる交通の要地にあるので上ノ村は妥当であると思われる。そして中ノ村の久所村や、下ノ村の市ノ尾村・屋山村・広内村は上ノ村からかなり離れてゐるが、とくに下ノ村には山間に位置してゐる村が位付けされてゐるようである。以上のことから、上ノ村には各地域ごとの生産交通等の中心的村が位付けされ、遠く離れた村が下ノ村に、その中間的位置の村が中ノ村に位付けされてゐるらしいことを知ることができる。

このように見てくると、豊後国南部四郡の村位決定は、先項で述べたような諸条件をかんあんして行なつてゐることを知ることができるのである。

(註)

- ① 「豊後国大野郡野津院御検地帳」(写) 「大分県史料」(十九)
- ② 「野津町誌」一頁。
- ③ 右 同 一頁。
- ④ 原田伴彦「都市の分類および分布」『歴史地理講座』(日本編) 九一頁。
- ⑤ 芦刈文士氏(野津町日当)の御教示をいただいた。記して謝意を表したい。
- ⑥ 大石慎三郎校訂「地方凡例録」(上) 一〇九頁。
- ⑦ ⑧ ⑨ (5)に同じ
- ⑩ 芦刈喜間多氏(野津町赤迫)の御教示をいただいた。記して謝意を表したい。

(未完)

(県立大分工業高校教諭 大分市大石町二丁目一組西)